



平成28年5月9日

各 位

会 社 名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉富 純男
(コード番号 9031 東証1部・福証)
問合せ先 総務広報部広報課長 三島 二郎
(TEL. 092-734-1217)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月29日開催予定の第176期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成27年11月26日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年6月29日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成28年6月29日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成28年6月29日 (水)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条～第 3 条 [条文省略]</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 6 条 [条文省略]</p>	<p>第 1 条～第 3 条 [現行どおり]</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 [現行どおり]</p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 7 条～第 13 条 [条文省略]</p>	<p>第 7 条～第 13 条 [現行どおり]</p>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>第 14 条～第 16 条 [条文省略]</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 17 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 18 条～第 20 条 [条文省略]</p>	<p>第 14 条～第 16 条 [現行どおり]</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 17 条 株主総会は、<u>社長執行役員である取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>社長執行役員である取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 18 条～第 20 条 [現行どおり]</p>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
<p>(員 数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>16名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>17名以内とする。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 22 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを</u>区別して、株主総会において選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第23条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長1名を定めることができる。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(執行役員)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員以下の執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>社長執行役員である</u>取締役が、<u>社長執行役員である</u>取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 [条文省略]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 [現行どおり]</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 [現行どおり]</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員および常任監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常任監査等委員を定めることができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>[削 除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	〔削 除〕
<p>(選任方法)</p>	
<p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	〔削 除〕
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任 期)</p>	
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	〔削 除〕
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役および常任監査役)</p>	
<p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	〔削 除〕
<p>2 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を定めることができる。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	〔削 除〕
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規則)</p>	
<p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	〔削 除〕
<p>(報酬等)</p>	
<p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	〔削 除〕
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	
<p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	〔削 除〕

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="368 219 564 250">第6章 計 算</p> <p data-bbox="150 304 512 336">第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 [条文省略]</p>	<p data-bbox="1031 219 1227 250">第6章 計 算</p> <p data-bbox="810 304 1198 336">第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 [現行どおり]</p>